

平成20年4月から国保が変わります

平成20年4月から医療制度が見直されることになりましたので医療制度改正の内容をお知らせします。

1. 自己負担割合が変更になります。

○義務教育就学前の子どもの自己負担割合が2割になります。

これまで、「3歳未満」の自己負担割合が2割でしたが、平成20年4からは「義務教育就学前（6歳に達する日以降最初の3月31日まで）」まで2割となり、対象者が拡大されます。

○70歳から74歳まで（現役並み所得者以外）の自己負担割合が1割に据え置かれます。

平成20年4月から現役並み所得者以外の方について、自己負担割合が2割に引き上げられることになっておりましたが、平成21年3月までの1年間に限り現役並み所得以外の方について自己負担割合を1割に据え置かれる予定です。

2. 70歳から74歳まで（一般）の自己負担限度額が据え置かれます。

医療費が高額になったときに支払う自己負担額には限度額が設けられており、自己負担割合の変更に伴い70歳から74歳まで（一般）の自己負担限度額が引き上げられることになっておりましたが、自己負担割合の据え置きとともに、自己負担減額額の引き上げについても据え置かれる予定です。

平成21年3月まで据え置き	
外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
12,000円	44,400円

3. 退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります。

会社などを退職して国保加入し、厚生年金等を受けることのできる75歳未満の被保険者及び被扶養者は退職者医療制度で医療を受けていますが、平成20年4月より対象年齢が65歳未満に変わり、平成20年4月以降65歳以上の退職被保険者及び被扶養者は、一般の国保加入者となります。

4. 高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

これまで、国民健康保険と介護保険では、それぞれの自己負担限度額を超えた分が、高額療養費、高額介護サービス費として支給されていますが、平成20年4月から医療費の自己負担額と介護保険サービス利用料が合算できるようになります。

それぞれの自己負担限度額を適用後、年間の自己負担限度額を合算して下表の限度額を超えるとき、その超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

区 分	70歳未満	70歳～74歳	後期高齢者医療制度
一 般	67万円 (89万円)	62万円 (83万円)	56万円 (75万円)
上位所得者 (現役並み所得者)	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	
非課税(低所得Ⅱ)	34万円 (45万円)	31万円 (41万円)	
非課税(低所得Ⅰ)		19万円 (25万円)	

※年額(毎年8月から翌年7月)

※平成20年4月から平成20年7月までに対象となる負担がある場合は()内の限度額を適用することがあります。

5. 療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象が65歳以上になります。

これまで、70歳以上と老人保健で医療を受ける方が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担していますが、平成20年4月より65歳以上の方も対象となります。

区 分	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
一般(下記以外の方)	460円	320円
低所得者Ⅱ	210円	320円
低所得者Ⅰ	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※入院医療の必要性の高い状態が継続する患者及び回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、一般の入院時食事代の標準負担額と同額の食材料費相当額を負担することになります。

6. 特定健康診査がはじまります。

○40歳から74歳までの被保険者の方を対象に、平成20年4月から生活習慣病予防、とりわけメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、改善に向けた「特定健診・特定保健指導」がはじまります。

○特定健診は年に1回実施されます。また、特定健診の結果から、生活習慣改善の必要性に応じて保健指導が行われます。

特定健診及び問診の実施



- ①生活習慣改善の必要性が低い場合
- ②生活習慣改善の必要性が中位の場合
- ③生活習慣改善の必要性が高い場合

の3つのグループに分け、特定保健指導を実施します。

7. 国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられます。

後期高齢者医療制度創設により、これまで「医療分」と「介護分」の2区分で賦課されていた保険税に、新たに後期高齢者医療制度を支援するための「支援分」が加わり3区分となります。

これにより、それぞれの賦課限度額は次のように変更になります。

なお、税率等詳細につきましては、決まり次第お知らせします。

区 分	平成19年度	平成20年度	差 引
医 療 分	56万円	47万円	△9万円
介 護 分	9万円	9万円	—
支 援 分	—	12万円	12万円
合 計	65万円	68万円	3万円

8. 65歳以上の方の保険税の年金天引きが始まります。

国保被保険者全員が65歳以上74歳未満の世帯の保険税納付について、年金からの天引き（特別徴収）がはじまります。

ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が年額18万円未満の場合、介護保険料とあわせた保険料（税）額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引き対象とはならず、普通徴収となります。

9. 後期高齢者医療制度が創設されます。

○老人保健制度に代わって新たに「後期高齢者医療制度」が創設されます。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位の後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村は窓口業務などを行います。

①広域連合の役割

保険料の決定や保険給付等を行います。

②市町村の役割

保険料の徴収、申請や届出の受付、保険証の引き渡し等を行います。

○被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者は、青森県内に居住する75歳以上の方と65歳以上で一定以上の障害のある方が対象となります。

○保険証

保険証が1人に1枚交付されます。大切に保管しましょう。

○自己負担割合

一般	1割
現役並み所得者	3割

○保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を納めることになります。

保険料＝均等割額＋所得割額

保険料の限度額は50万円です。また、これまでの国民健康保険と同じように保険料の軽減措置があります。

○保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受け取っている方は、介護保険と同じように年金からの天引きとなります。ただし、介護保険料とあわせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引き対象とはならず、普通徴収となります。